

11 国会

p.72 ~ 75

確認問題

p.73

- 1 (1)① 常会(通常国会) ② 150
 ③ 臨時会(臨時国会) ④ 4
 ⑤ 特別会(特別国会) ⑥ 30
 ⑦ 参議院 ⑧ 緊急集会 ⑨ 衆議院
 (2)① 3[分の]2 ② 両院協議会
 ③ 二院制(両院制)

- 2 (1)① 立法 ② 予算 ③ 国政調査権

練成問題

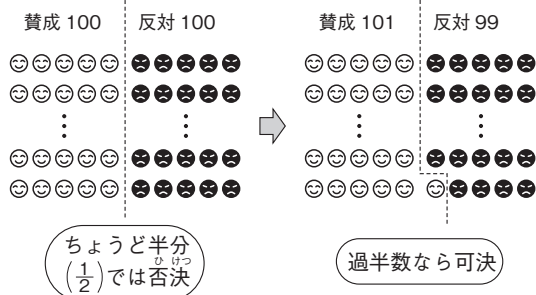
p.74

- 1 (1) ウ (2)① 委員会 ② 公聴会
 (3) 慎重な審議を行うため。(さまざまな意見を審議に反映させるため。)

【解説】

- (1) ア・イ。法律案は内閣のほか国会議員も提出できるが、地方自治のように有権者が直接請求する制度はない。エ。「2分の1以上」ではなく「過半数」が正しい。

「過半数」とは、「半数(2分の1)を超えている」という意味である。例えば、出席議員が200人だった場合、2分の1は100人だが、これでは半数ぴったりであり、半数を超えたことにはならない。つまり、100人ではなく、101人以上の賛成がなければ、「過半数」の賛成とはいえない。



- (2)① 基本的に、法案は委員会で審議と採決が行われてから、本会議での討論と採決にかけられる。
 ② 公聴会は必要に応じて開かれるが、重要な法案の審議の場合は、必ず開かなければならないことになっている。

2

- (1)① A 6 B 3 ② 解散
 ③ D ウ E イ
 (2)① 衆議院の優越 ② イ, エ

【解説】

- (1)①② 表を見ると、参議院議員の選挙は3年ごとに行われており、一方、衆議院議員の選挙は不定期である。
 ③ アの常会は、毎年1回、1月中に召集される国会で、通常国会ともいう。エの緊急集会は、衆議院の解散中に緊急の必要性が生じたときに、参議院で開かれる。
 (2)① 衆議院は任期が短く解散があるため、参議院と比べて最新の民意をより反映しているとされる。
 ② アの法律案の議決については、参議院が否決したとき、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決されると成立する。ウの天皇の国事行為の承認は、国会ではなく内閣の仕事である。

復習問題

p.75

1

- (1)① 国権[の]最高機関
 ② 唯一[の]立法機関
 (2) 議会制民主主義
 (3)① 465 ② 解散 ③ 6
 ④ 30
 (4) [満]18[歳以上] (5) 常会(通常国会)

【解説】

- (1)② 国会以外の機関(内閣や地方公共団体)は原則として、国会が立法権にもとづいて定めた法律に反する法をつくることはできない。
 (2) 民主政治は一般に、この考え方にもとづいて行われる。
 (4) 地方公共団体の首長や地方議会の議員の選挙権が与えられる年齢も同じである。

2

- (1)① B ② A (2) エ

【解説】

- (1)① 常任委員会のほか、いくつかの特別委員会もあり、原則として、すべての国会議員が1つ以上の委員会に属している。
 ② 本会議は、各議院の総議員の3分の1以上の出席がないと開けない(日本国憲法第56条①)。これを定足数という。
 (2) エ。廃案になるのではなく、衆議院の議決が国会の議決となる。